

日行連発第 316 号  
令和 2 年 6 月 29 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
国際・企業経営業務部  
部長 坪川 貞子

出入国在留管理庁からの周知依頼について（お知らせ）

出入国在留管理庁より、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 16 に基づく届出及び同第 19 条の 17 に基づく届出について、令和 2 年 6 月 29 日から郵送先の変更がされる旨、情報提供いただきました。

なお、東京出入国在留管理局に持参される場合の窓口は従前から変更はないと  
のことです。

つきましては、ご確認の上、会員への周知をお願いいたします。

(旧) 〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30  
東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

(新) 〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目 6 番 1 号四谷タワー14 階  
東京出入国在留管理局 在留管理情報部門 届出受付担当

別紙: 出入国管理及び難民認定法第 19 条の 16 に基づく届出及び同第 19 条  
の 17 に基づく届出の郵送先の変更等について

以上